

令和7年度 第1回
建物解体撤去条件付
一般競争入札実施要領



令和7年
摂津市 資産活用課

目 次

郵送型入札の手順	1
要領本文	2
1. 入札物件	2
2. 契約にあたって付する主な特約	3
3. 建物等の解体撤去に係る留意事項	3
4. 欠格事項	4
5. 入札参加申込み	5
6. 入札必要書類の送付	7
7. 入札保証金の納付	7
8. 入札書等提出	8
9. 開札	9
10. 入札の無効	10
11. 契約	10
12. 契約保証金	11
13. 売買代金の支払方法	11
14. 契約費用及び公租公課等	12
15. 所有権の移転及び土地の引き渡し	12
16. その他	12
土地売買契約書（案）	14
物件概要書・外観	20
入札参加申込書兼誓約書（様式第1号）	24
入札参加申込書兼誓約書（記入例）	26
委任状（様式第2号）	27
委任状（記入例）	28
質疑書（様式第3号）	29
誓約書（様式第4号）	30
現地説明会参加希望申請書（様式第5号）	31

郵送型入札の手順

入札参加申込

(1) 受付期間

令和7年6月25日(水)から 令和7年7月24日(木) 午後5時15分まで(必着)

当期間内に、本要領5～6ページ「(2) 申込書類」に記載の書類を郵送(簡易書留)してください。(直接持参可)

(2) 送付先

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号 摂津市総務部資産活用課管財係 行

(3) 質疑応答については、本要領6ページ「(4) 質疑応答」をご参照ください。

(4) 現地説明会 令和7年7月9日(水)午前10時～(事前申込要)

入札保証金の納付

入札参加受付後に、本市より入札に必要な書類等(本要領7ページ「6. 入札必要書類の送付」をご参照ください)を郵送します。入札保証金の納付については、令和7年7月31日(木)の午後3時までに本要領8ページに記載してある口座に振り込んでください。

入札書等提出

(1) 提出期限

令和7年8月4日(月) 午後5時15分まで(必着)

当期間内に、本要領9ページ「(2) 提出書類」を郵送(簡易書留)してください(直接持参可)。

(2) 送付先

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号 摂津市総務部資産活用課管財係 行

開 札

(1) 開札日時

令和7年8月7日(木)午前11時00分から(5分前までに入室厳守)

(2) 開札場所

摂津市役所東別館2階第1会議室 ※開札への参加は任意です。

契 約

開札日から30日以内

※落札者は、契約保証金を契約当日の午後3時までに納付してください。

売買代金の支払

契約締結日から30日以内に支払ってください。

所有権移転及び土地の引き渡し

所有権は、売買代金完納と同時に買主に移転します。登記の手続きは本市が行いますが、諸費用(登録免許税等)は買主の負担となります。

摂津市が行う令和7年度第1回建物解体撤去条件付一般競争入札(以下「入札」という。)に参加される方は、本実施要領及び土地売買契約書(案)の内容を承知のうえ、入札に参加してください。

1. 入札物件

物件番号	所在地	地目	実測面積 (㎡)	用途地域	最低売却 価格(円)
1号	摂津市別府二丁目 964番1・6 (住所表示:摂津市別府 二丁目)	宅地	651.35	第一種住居地域	42,725,400

物件番号	1番				
所 在 地	摂津市別府二丁目964番1・6				
住居表示	摂津市別府二丁目				
面 積	別府二丁目964番1	公募面積	635.88㎡	実測面積	635.88㎡
	別府二丁目964番6	公募面積	15.47㎡	実測面積	15.47㎡
	合計	公募面積	651.35㎡	実測面積	651.35㎡

【土地の上に存在する建物】

建 物 1	建 物	旧別府公民館・鉄筋コンクリート造2階建
	延床面積	438.09㎡
	竣 工	昭和46年築
建 物 2	建 物	旧別府サービスコーナー・木造平屋建
	延床面積	20.79㎡
	竣 工	平成5年築
建 物 3	建 物	旧別府公民館多目的トイレ・鉄骨造平屋建
	延床面積	5.5㎡
	竣 工	昭和59年築
付 属 建 物	なし ※附属建物ではないが樹木あり	

付属工作物	植栽、ネットフェンス、簡易倉庫、案内板、照明塔、旗ポール、カーポート、門扉、塀、側溝			
そ の 他	・964番敷地内に電柱1本、電柱支線2本あり ・給排水管、ガス管は残存しています ・40mm口径給水管が埋設されておりますが、納付金1,050,000円(税抜)のうち、525,000円(税抜)のみ納付済です(予定価格に含んでいます)。40mm口径の給水管の権利を継承する場合には、別途納付金525,000円の納付が必要です。			
主な制限等	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第一種住居地域
	建ぺい率	60%	容積率	200%

※建物1・2は建物竣工図はありますが、建物3はありません。

※建物1・3は令和2年1月作成アスベスト有無に関する調査報告書がありますが、建物2はありません。

※建物及び附属建物については、価値を見込んでおりません。よって取引に係る消費税及び地方消費税相当額は0円となります。最低売却価格には建物1・2・3の解体費を考慮に入れております。

※「建物の解体撤去条件付」とは、売買物件の落札者がこの土地の上に存する建物及び建物の附属建物を解体撤去することをいいます。

※参考 登録免許税額:888,900円(予定)

2. 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

入札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

(2) 風俗営業等の禁止

入札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

(3) 違約金

契約書に定める義務に違反したときは売買代金の3割を違約金として摂津市に支払うものとする。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(4) 買戻特約

契約に定める義務を履行しないときは、(3)の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとする。買戻しの期間は、土地の所有権移転登記の日から5年間とする。

3. 建物等の解体撤去に係る留意事項

(1) 土地利用条件

買受人は、入札物件を購入するにあたって、以下の条件を買受人の費用負担で行うこととする。

①「1. 入札物件」－【土地の上に存在する建物】に記載している建物を土地の

所有権移転登記の日から2年以内に全て解体撤去しなければならない。なお、落札者は、建物等の解体撤去着手時・完了後・事業開始時に、それを証明する書類を本市へ提出しなければならない（書式は定めません）。

②本物件の買受にあたり、別府二丁目964番6は本市道路管理課と協議し、道路及び側溝として整備した上で寄附すること。また、整備にあたり発生する電柱及び支線の移設費用は買受人が負担すること。

③別府二丁目964番5に対して本物件内の土間が越境しているため、土地の上に存在する建物を解体する際に土地所有者と協議の上で撤去をすること。

(2) 近隣への説明

建物において解体撤去等の工事を行うにあたり、近隣に対して丁寧な対応を心掛け、事業の事前説明や工事着工前の工事説明を必ず行うこと。また、工事等に伴う騒音や振動、埃等及び建物の建設に起因する電波障害や風害、日陰等の周辺への影響については、買受人の責任において対応をすること。

(3) アスベスト処理

建物1・3は石綿等含有報告書においてアスベスト含有の可能性があり、法令等に基づく対応が必要である。建物2は調査されていないが、関係官庁の法令、指導を遵守して買受人の責任において調査や作業等を適切に実施すること。

(4) 第三者への譲渡

売却物件を第三者に譲渡する場合であっても、「(1) 土地利用条件」の条件を買受人の責任において当該第三者に承継させ、かつその後の承継人についても逐次承継させなければならない。

4. 入札参加資格

入札は、個人・法人を問わず参加することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

② 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者

- ・ 摂津市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ・ 摂津市が実施した競争入札において、その公正な執行を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ・ 入札者が摂津市と契約を締結すること又は摂津市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ・ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により摂津市が実施する監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- ・ 正当な理由なく摂津市との契約を履行しなかった者
- ・ 上記記載事項のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③ 法人の場合は法人税、消費税及び市税を、個人の場合においては所得税及び市税を完納していない者

- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- ⑤ 摂津市暴力団排除条例(令和23年摂津市条例第13号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- ⑥ 売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
- ⑦ 売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に使用しようとする者
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していない者
- ⑨ 入札申込み及び入札必要書類に不備及び虚偽等の記載を行った者
- ⑩ 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者
 - ・破産法(平成16年法律第75号)第18号若しくは第19号の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条の規定による破産申立て
 - ・会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法施行による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立て
 - ・民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定による従前の例によることとされる和議開始の申立て
 - ・清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)第511条に基づく特別清算の申立て
- ⑪ 本市特別職及び正職員、会計年度任用職員(配偶者及び一親等内の親族を含む)。

5. 入札参加申込み

(1) 受付期間

令和7年6月25日(水) から 令和7年7月24日(木) 午後5時15分まで(必着)

※ 当期間内に、次の申込書類を**郵送(簡易書留)**にて提出してください(直接持参可)。

※ 当期間内に到着しない申込みは無効となりますので、余裕を持って提出してください。

(2) 申込書類

※ 入札参加者から一度ご提出いただいた書類は、理由に関わらず一切返却できません。

- ① 入札参加申込書兼誓約書【様式第1号】(印鑑登録印で押印のこと)

- ・ 入札参加申込書兼誓約書は、本市ホームページよりダウンロードしてご使用ください。

- ・ 落札後の売買契約締結や所有権移転登記は、入札参加申込書兼誓約書に記載された名義でしか行いません。共有を希望される場合には、必ず【様式第1号】裏面の共有者欄に必要事項を記載し、お申込みください。

- ② 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ③ 住民票（法人の場合は登記事項証明書[履歴事項全部証明書]）
- ④ レターパックプラス(返信用・折り曲げて送付で可)
- ⑤ 委任状【様式第2号】（代理人により入札を希望する場合のみ）

- ・ 委任状は、本市ホームページよりダウンロードしてご使用ください。
- ・ 共有名義の場合は、委任者欄に代表者の住所、氏名を記名押印してください。

- ⑥ 誓約書(様式第4号・摂津市暴力団排除条例に基づく)
- ⑦ 納税証明書類(直近3年分)

・法人の場合

国税:納税証明書その3の3

（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）
（入札参加者の住所が納税地となっているもの）

地方税:直近の法人市民税

（入札参加者の所在市町村が発行するもの）

・個人の場合

国税:納税証明書その3の2

（「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

地方税:直近の市府民税

（入札参加者の所在市町村が発行するもの）

- ※ ②③⑦については、発行後3か月以内のもので、共有名義の場合は共有者全員分をご提出ください。

【以下法人に限る】

- ⑧ 会社概要の分かる書類(例:会社概要リーフレット、書式自由)
- ⑨ 定款

(3) 提出先

〒566－8555

摂津市三島一丁目1番1号 摂津市総務部資産活用課管財係 行

- ※ 直接持参される場合は、摂津市役所本館2階資産活用課に提出してください。

[受付時間:午前9時から午後5時15分まで(土曜・日曜・祝日を除く)]

(4) 質疑応答

入札物件に関する質疑については、令和7年6月25日(水)から令和7年7月11日(金)午前12時00分まで受け付けますので、質疑書【様式第3号】を使用し、資産活用課までメールで送信してください。メール以外の方法(電話、口頭等)では受け付けません。なお、回答については、令和7年7月16日(水)中に全ての回答内容について市ホームページで公表します。

(5) 現地説明会

入札物件の現地説明会を令和7年7月9日(水)午前10時から実施します。現地説明会への参加を希望される方は現地説明会参加希望申請書【様式第5号】を使用し、令和7年7月7日(月)午後5時までに資産活用課まで郵送、窓口、FAX、メールのいずれかで送付してください。

※説明時間は30分～1時間を予定。

※車での来場はご遠慮ください。

※雨天決行です。

※不参加の場合は現地説明における各種事項について、全て理解されているものとみなします。また、現地説明会に不参加であっても、入札の参加資格等には一切関係ありません。

※現地説明会現場での質疑応答は一切行いません。後日質疑書を用いて質問をしてください。

※現地説明会後は、みだりに滞在せず、速やかに周辺を離れてください。

(6) 建物関連資料

建物1・2の竣工図及び建物1・3のアスベスト有無結果報告書は資産活用課窓口及びホームページにて令和7年7月24日(木)午後5時15分まで閲覧可能です。

6. 入札必要書類の送付

申込書類受付後に、本市より入札に必要な次の書類等を郵送します。

- (1) 入札書
- (2) 入札保証金還付請求書
- (3) 入札書提出用封筒
- (4) 入札関係書類送付用封筒

7. 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要がありますので、次の要領により納付してください。

- (1) 入札保証金額

各自の見積もる入札金額の100分の5以上の金額(100円未満切り上げ)

※「最低売却価格の100分の5以上」ではありませんのでご注意ください。

- (2) 納付方法

入札保証金を電信扱いで摂津市が指定する次の振込先口座に振り込んでください。
なお、入札保証金の振込手続きには、日時を要する場合がありますので、確実に入金できる旨、申込者が利用する金融機関に確認してください。

【振込先口座】

銀 行 名 りそな銀行 吹田支店(金融機関コード:0010 支店番号:201)

口座種別・番号 普通 0312433

口 座 名 義 おおさか ふ せつ つ し かい けい かん り し ゃ や な せ て つ ひ ろ 大阪府摂津市会計管理者 柳瀬 哲宏

※電信扱いでの振込みとし、受領証等(振込みが確認できるもの)の写しを入札保証金還付請求書の裏に貼付してください。

※振込時に必ず、振込依頼書のご依頼人コード欄に依頼人コード1111を記載してください。

※振込時に必ず、資産活用課管財係に連絡の上、受領証等(振込みが確認できるもの)の写しを資産活用課管財係までFAXもしくはメールで送信してください。

(3) 納付期限

令和7年7月31日(木) 午後3時までに納付してください。

(4) 落札者以外の方への返還方法

落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札保証金返還請求書の提出により返還します。

(5) 入札保証金の振込手数料は、申込者の負担となります。

(6) 入札保証金の納付後は、入札保証金の納付の取消し又は変更はできません。

(7) 入札保証金は一括納付のみとし、分割納付はできません。

(8) 入札保証金の預り書は発行いたしませんので、振込みの際に金融機関が発行した受領書等は、必ず保管してください。

(9) 落札者がいない場合、契約締結までに落札が無効となった場合又は落札者が辞退した場合は、再度日時を設定し、条件付一般競争入札を実施します。なお、落札者がいない場合等の入札保証金については、開札後1か月以内に返還します。(入札保証金に利息は付きません。)

(10) 入札保証金を振り込んだ後、何らかの理由で入札を辞退される場合(ただし、入札書を摂津市に提出した後の辞退はできません)は、入札保証金を返還いたします。この場合、入札書等提出期限内に必ず辞退届(様式は自由ですが、記名押印の上、必ず印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)及び振込みの際金融機関が発行した受領書等を添付してください)を持参によりお申し出ください。ただし、入札保証金については、開札後1か月以内に返還します(入札保証金に利息は付きません)。

(11) 落札者が契約締結期限までに落札物件の売買契約を締結しないとき(落札者に入札参加資格がないものであることが判明し、その入札が無効になったときを含む)、入札保証金は摂津市に帰属します。

8. 入札書等提出

入札は、郵送方式にて受け付けます。

(1) 提出期限

令和7年8月4日(月) 午後5時15分まで(必着)

※ 当期限内に入札必要書類を郵送(簡易書留)にて提出してください(直接持参可)。

※ 当期限内に到着しない入札は無効となりますので、余裕を持って提出してください。

(2) 提出書類

① 入札書 (入札書提出用封筒に入れ、封印をしたもの)

② 入札保証金還付請求書(裏面に入札保証金納付済の受領証等(振込みが確認できるもの))

(3) 提出書類の作成要領

① 入札書

・入札書に必要な金額を記入し、印鑑登録印を押印してください。

※ 入札者本人が入札を行う場合は、入札者本人の住所・氏名(法人の場合は法人の所在、商号又は名称及び代表者名)を記入し、印鑑登録印を押印してください。また、共有名義で入札を行う場合は、入札参加申込み時に定めた代表者の住所、氏名(法人の場合は前記同様)を記入し、印鑑登録印で押印してください。

※ 代理人の方が入札を行う場合は、入札者本人の住所、氏名及び代理人の住所、氏名を記入し、代理人の印を押印してください。(入札者本人の押印は不要です。)

※ 金額の初めの数字の前に必ず「¥」を記入してください。

※ 黒の万年筆又はボールペンにより記入してください。ただし、消えるボールペンで記載したものは無効といたします。

・入札書提出用封筒に必要な事項を記入のうえ、入札書のみを入れ、糊付けして印鑑登録印で割印をしてください。

② 入札保証金還付請求書

・入札保証金還付請求書に必要な事項を記入し、印鑑登録印を押印してください。

・返還用口座は、必ず入札者本人名義の銀行口座を記入してください。なお、共有名義で申込みをした場合は、代表者の口座を記入してください。

・返還用口座については、通帳等により正確に記入してください。記入に誤りがある場合は、返還に日数を要する場合があります。

(4) 送付先

〒566－8555

摂津市三島一丁目1番1号 摂津市総務部資産活用課管財係 行

※ 直接持参される場合は、摂津市役所本館2階資産活用課に提出してください。

[受付時間:午前9時から午後5時15分まで(土曜・日曜・祝日を除く)]

9. 開札

(1) 開札日時

令和7年8月7日(木)午前11時00分から(5分前までに入室厳守)

(2) 開札場所

摂津市役所 東別館2階 第1会議室

(3) 参加方法

入札者本人及び委任を受けた代理人は、開札に参加することができます(参加は任意)。

なお、開札会場への入場には、入札保証金納付済の受領証等(振込みが確認できるもの)の原本が必要となりますので、必ずご持参ください。

(4) 落札者の決定方法

- ① 摂津市が定めた最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじにより落札者を決定します。この場合において、開札に入札者等が参加していない等くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない摂津市職員にくじを引かせて決定します。

(5) 開札結果

- ① 開札結果は、落札者に対して文書にて通知します。
- ② 開札結果(落札金額、落札者名は「個人」又は「法人」の表記のみ)を摂津市のホームページにて公表します。

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札参加申込書兼誓約書若しくは入札保証金還付請求書の提出がないとき。
- (3) 最低売却価格に達しない金額をもって入札したとき。
- (4) 入札書の金額及びその他主要事項の記載が確認し難いとき。
- (5) 入札書に記名及び押印が無いとき。
- (6) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (7) 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- (8) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (9) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (10) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (11) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (12) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (13) 金額及び文字を訂正した入札書により入札したとき。(訂正印の押印があっても無効となります。)
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

11. 契約

(1) 契約説明

- ① 契約説明は、落札者が開札に参加している場合は開札後に、不参加の場合は開札日翌日の令和7年8月8日(金)の実施を予定しております(個別に時間調整します)。

② 契約説明には、申込者本人又は委任を受けた代理人の出席が必要です。

(2) 必要書類等

〔個人のみ〕

① 成年後見制度における登記されていないことの証明書

※ 法務局又は地方法務局で交付してもらってください。手続きについては、最寄りの地方法務局にお問い合わせください。

② 破産に関する証明書

※ 本籍地の市町村で交付してもらってください。

(3) 契約締結期限

開札日から30日以内に土地売買契約を締結していただきます。

※ 上記契約締結期限までに記名押印し、収入印紙を貼付した「土地売買契約書」を提出していただきます。

(4) 契約の確定

契約は、摂津市が落札者とともに土地売買契約書に記名押印したときに確定します。

(5) 共有名義での契約

入札参加申込書兼誓約書に基づき共有持分割合を設定し、土地売買契約書に記載のうえ、契約を締結すること。

12. 契約保証金

(1) 契約保証金額

売買契約金額の100分の10以上の金額(100円未満切り上げ)で本市が指定した額

(2) 納付方法

契約締結時に発行する契約保証金納付通知書により、りそな銀行千里丘支店(摂津市役所新館1階)にて、現金又は銀行保証小切手(大阪手形交換所にて換金可能なものに限る)により納付してください。なお、入札保証金充当依頼書を提出することにより、入札保証金を契約保証金に充当できます。

(3) 納付期限

落札者は、契約保証金を契約当日の午後3時までに納付してください。

(4) 帰属

契約者が売買代金を期日までに納付しない等の理由により、売買契約を解除した場合には、契約保証金は摂津市に帰属します。

13. 売買代金の支払方法

売買代金と契約保証金との差額は、契約締結日から30日以内に、摂津市の発行する納入通知書により、りそな銀行千里丘支店(摂津市役所新館1階)にて、現金又は銀行保証小切手(大阪手形交換所にて換金可能なものに限る)により納付してください。**納付書の写しを資産活用課へ提出していただきますよう、お願いします。**

14. 契約費用及び公租公課等

次の費用等は、買受人の負担となります。

- (1) 契約書(本市控え分)に貼付する収入印紙の費用
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税
- (3) 所有権移転後、落札者を義務者として課される公租公課
- (4) その他契約に要する費用

15. 所有権の移転及び土地の引き渡し

(1) 所有権の移転

所有権は、売買代金完納と同時に移転し、現状での引渡しがあつたものとします。所有権移転登記の手続きは、売買代金完納後に本市が行います。登記に際し、以下書類の提出が必要です。なお、建物は未登記のため所有権の移転登記は行いません。

- ① 法人・・・代表者事項証明書、印鑑証明書
- ② 個人・・・住民票、印鑑登録証明書

※ 所有権移転登記は、入札参加申込書兼誓約書及び売買契約書に記載された名義(共有名義を含む。)でしか行いません。

※ 所有権移転登記に必要な登録免許税及び書類に係る費用は落札者負担となります。

(2) 物件の引き渡し

売買物件は、売買代金完納時に引き渡したものとします。

16. その他

- (1) 入札に参加しようとする全ての方は、本要領及び土地売買契約書(案)に記載された事項を熟読しておいてください。
- (2) 土地詳細図、既存建物の図面、アスベストの調査報告書その他の関係する資料は現況と相違している可能性があります。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。必ず事前に現地、現況、近隣状況を確認し、募集要領をよく読み、内容を把握の上でお申し込みください。
- (3) 売買物件は、全て現状有姿での引き渡しとなります。物件内の設備及び工作物等の撤去及び処分が必要な場合は、買受人の負担としますので、必ず事前に売買物件の現況をご確認のうえ、入札にご参加ください。
- (4) 売買物件内の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査等を行っていません。物件内に建築物を建築する際に地盤改良工事等が必要となった場合、また、ゴミやガラ及び埋設物等が存在した場合の撤去等に必要な費用は、買受人の負担とします。
- (5) 売買物件は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による埋蔵文化財包蔵地外ですが、埋蔵文化財等が発見された場合は、埋蔵文化財調査等に係る必要な費用は、買受人の負担とします。なお、当該調査等の実施による買受人の事業期間の延長又は買受人の建設に要する費用が増加する等により買受人に何らかの損害が発生した場合、本市はその損害の一切について賠償する責めを負いません。

- (6) 建築確認や開発行為をするにあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種関連法令及び関連条例及び摂津市開発協議基準を遵守する必要がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (7) 買受人は、売買契約締結後に売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (8) 売買契約締結の日から売買物件の引き渡しの日までにおいて、市の責めに帰すことのできない理由により売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は買受人の負担となります。
- (9) 買受人が売買契約に定める義務を履行しないために市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (10) 本件土地は、浸水ハザードマップにおいて浸水想定区域になっています。詳しくは摂津市洪水ハザードマップをご確認ください。
- (11) 本件土地の開発にあたっては、周辺コミュニティとの良好な関係形成について、十分に配慮してください。
- (12) 入札の公正、競争性を確保するため、入札参加者の状況等の問い合わせについては一切お答えできません。

土地売買契約書（案）

売出人 摂津市（以下「甲」という。）と乙_____（以下「乙」という。）は、次の条項により土地売買契約を締結する。

（売買）

第1条 甲は、末尾記載の売買物件（以下「本物件」という。）を乙に売却し、乙は代金を支払ってこれを買受けるものとする。

（売買代金）

第2条 前条の売買代金は、金_____円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として、金_____円をこの契約締結日までに甲に納付しなければならない

2 前項の契約保証金は、売買代金の一部に充当するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

（契約保証金の帰属）

第4条 甲が、第21条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、前条第1項の規定により納入された契約保証金は甲に帰属し、返還しない。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、第2条の売買代金を、契約締結日から30日以内に、甲が発行する所定の納付通知書により、甲の指定する金融機関に支払わなければならない。

（延滞利息）

第6条 乙は、売買代金を納入期限までに納入できないときは、遅延利息の支払いを甲に請求することができる。なお、延滞利息の利率は年7.3%とし、この場合における計算方法は1年を365日とした日割り計算とする。

（所有権の移転）

第7条 本物件の所有権は、売買代金及び前条に規定する延滞利息（以下「売買代金等」という。）が完納された時に、甲から乙に移転されたものとする。

（所有権移転登記）

第8条 甲は、前条により本物件の所有権が移転した後、乙に対する所有権移転登記の嘱託登記手続きを行うものとし、乙は、これに必要な書類等をあらかじめ甲に提出するものとする。

（本物件の引き渡し）

第9条 甲は、第7条により本物件の所有権が移転したときに、本物件を乙に引き渡したものとする。

（残存物の取扱い）

第10条 乙は、本物件から隣地に越境をしている建物の土間を乙の費用で撤去するものとする。

2 第1項を実施する場合、乙は隣地所有者と協議をした上で実施するものとする。

（別府二丁目964番6の取扱い）

第11条 乙は、別府二丁目964番6は本市道路管理課と協議の上で、本契約締結の日から起算して2年以内に道路及び側溝等として乙の費用で整備した上で甲に寄附するものとする。

2 乙は、前項に係る行為を行うにあたって発生する電柱及びその支線の移設費用は、本市道路管理課及び電柱所有者と協議の上で、本契約締結の日から起算して2年以内に乙の負担で実施するものとする。

(危険負担等)

第12条 この契約締結の日から本物件の引き渡しの日までの間において、甲の責に帰することのできない事由により、本物件に滅失又はき損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(瑕疵担保)

第13条 乙は、この契約締結後、本物件に数量の不足、隠れた瑕疵のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第14条 乙は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。

2 乙は、本物件の所有権を第三者へ移転する場合には、摂津市暴力団排除条例（平成23年摂津市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、本物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して第1項の定めに反する使用をさせてはならない。

(風俗営業等の禁止)

第15条 乙は、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

2 乙は、本物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めに反する使用をさせてはならない。

3 乙は、本物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して第1項の定めに反する使用をさせてはならない。

(無差別大量殺人行為を行った団体関係者による使用の禁止)

第16条 乙は、本物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属していない者又は関与していない者及びそれらの構成員がその活動のために使用してはならない。

2 乙は、本物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めに反する使用をさせてはならない。

3 乙は、本物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して第1項の定めに反する使用をさせてはならない。

(破産・会社更生等の申立て・通告をしている者による使用の禁止)

第17条 乙は、本物件を次の法律の規定による申立て又は通告がなされている者が使用してはならない。

・破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て

・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て

・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定による従前の例によることとされる和議開始の申立て

・清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て

2 乙は、本物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定めに反する使用をさせてはならない。

3 乙は、本物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して第1項の定めに反する使用をさせてはならない。

（安全対策及び地域への協議等）

第18条 乙は、隣接地家屋等の安全対策を十分に行った上で、本件土地の土地利用を行わなければならない。なお、これに要する費用については、乙の負担とする。

2 乙は、本件土地の工事等着手に当たっては、事前に説明会を開催するなど、関係機関及び近隣住民等地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行わなければならない。

（建物の解体及び撤去）

第19条 乙は、本契約締結の日から起算して2年以内に、本物件の上に存する末尾記載の解体撤去対象建物及び付属建物（以下「本件建物」という。）について、解体及び撤去（以下「解体撤去」という。）をしなければならない。ただし、乙はやむを得ない事情により期限の延長を必要とするときは、あらかじめ理由を付した書面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 解体撤去到に要する一切の費用は、乙の負担とする。

3 乙は、本件建物の解体撤去作業及び廃棄物の処理等において、雇用及び環境に係る関係法令等を遵守するとともに、解体撤去到に伴い第三者から苦情又は異議申立てがあったときは、乙の責任において解決するものとする。この際、第三者に危害又は損害を与えた場合は、乙がその責めを負うものとする。

4 乙は、本件建物の解体撤去到に伴い関係機関等との協議、届出等が必要なときは、乙の責任において行うものとする。

5 乙は、本件建物の解体撤去到に関し、本契約に定めのない事項については、甲の指示に従わなければならない。

（実地調査等及び報告義務）

第20条 甲は、本契約に規定する義務の履行状況を確認するため、本件土地について、随時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

2 乙は、本件土地に関わって次のいずれかに該当するときは、その都度、甲にその状況を速やかに書面で報告しなければならない。

- (1) 本件建物の解体撤去作業に着手したとき。
- (2) 本件建物の解体撤去作業が完了したとき。
- (3) 本件土地で事業を開始したとき。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、偽りその他不正な行為によりこの契約を締結したとき。

2 前項の定めにより、甲がこの契約を解除した場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 乙は、甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙に損害があっても、乙は甲にその賠償を請求することができない。

(買戻特約)

第22条 甲は、乙又は本物件の転得者が本契約の定めに違反した場合には、本物件の買戻しをすることができるものとする。

2 前項に定める買戻しの期間は、この契約締結の日から5年間とする。

(返還金等)

第23条 甲が、第22条の規定により契約を解除したときは、乙が第24条に定める義務を完全に履行した後、乙が支払った売買代金を返還するものとする。ただし、返還金には利息を付さないものとする。

2 甲は、前項の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の金額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対してこれを別途支払わなければならない。

- (1) 第21条第2項第1号に定める損害賠償金
- (2) 第24条第1項に定める違約金
- (3) 第25条第1項第2号に定める登記費用等
- (4) 第25条第3項に定める損害賠償金

3 乙が負担した契約費用及び本物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用及び第7条の規定による延滞利息は、返還しないものとする。

(違約金)

第24条 乙は、本契約に定める義務に違反したときは、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の違約金は違約罰であり、第21条第2項第1号に定める損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しない。

(原状回復)

第25条 乙は、甲が契約を解除したときは、甲の指定する期日までに次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 本物件について設定された抵当権、その他本物件の完全な所有権の行使を妨げる権利を消滅させること。

(2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(3) 本物件に存在する建物及びその他の工作物等を撤去し、本物件を第9条の引き渡し時の原状に復して返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときはこの限りでない。

2 前項第3号ただし書の場合により本物件を返還したときは、本物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより乙に損害があっても、甲に対してその賠償を請求することができない。

3 乙は、本条第1項第3号ただし書の場合において、本物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(法令等の遵守)

第26条 乙は、開発及び建築物の建築にあたっては、都市計画法及び建築基準法等の各種関係法令及び摂津市開発協議基準等を遵守しなければならない。

(公害等の防止)

第27条 乙は、建築物の建築等に伴い生じる騒音、風害、電波障害及び日照障害等の防止に留意するとともに、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

(上下水道等)

第28条 乙は、上下水道、電気、ガス、電話等の供給を受けるときは、各々の供給者及び施設管理者等と協議のうえ、自らの負担により工事等を行わなければならない。

(地下埋設物等)

第29条 本物件内の地下埋設物の撤去等に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(地元協議等)

第30条 乙は、建築物の建築にあたっては、近隣住民等地元関係者との協議、調整等を自らの責任で行わなければならない。

(契約費用等)

第31条 この契約の締結に要する費用及び第8条の所有権移転登記手続きに要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第32条 この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

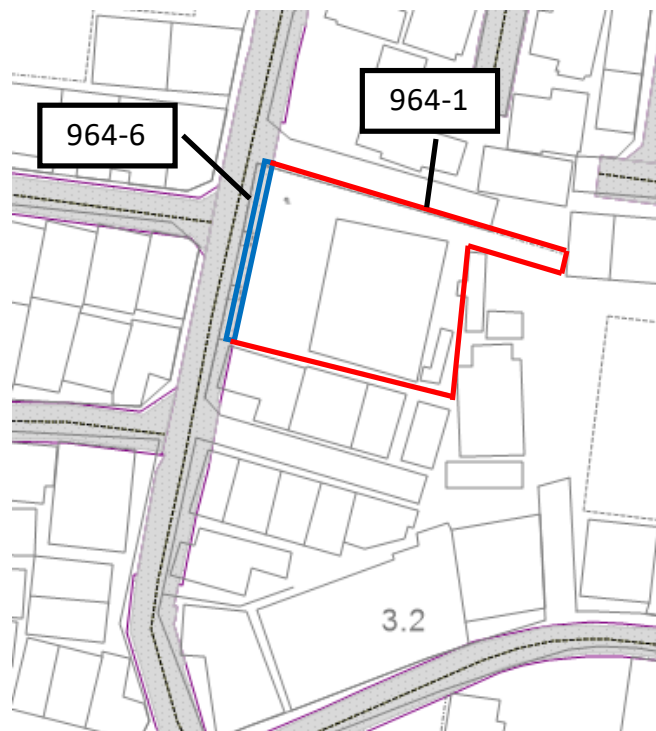
(疑義等の決定)

第33条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

物件概要書

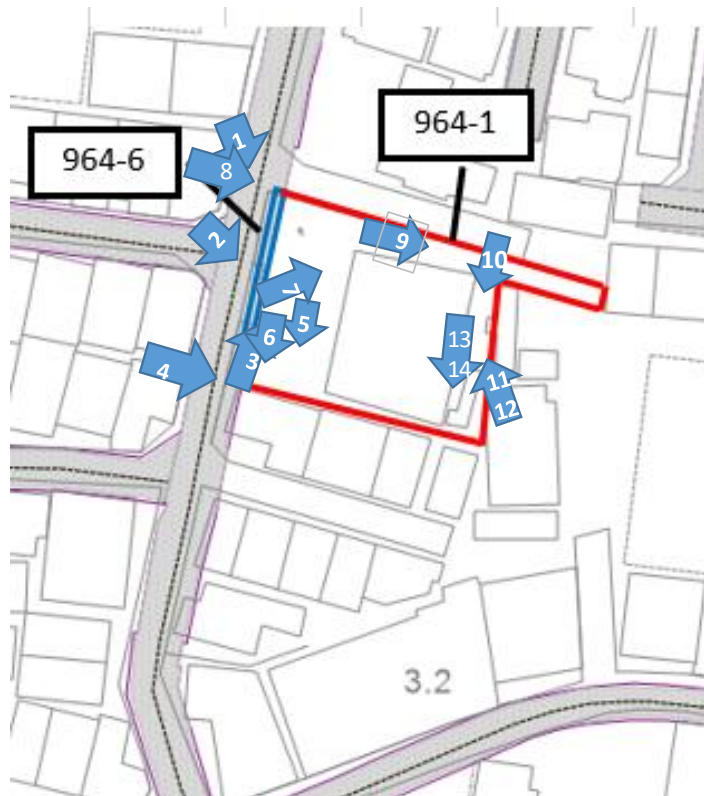
入札物件の概要	
所在地	摂津市別府二丁目 9 6 4 番 1 ・ 6
地目	宅地
現況	建物有
使用面積	公簿面積 6 5 1 . 3 5 m ²

土地所在図



住居表示: 摂津市別府2丁目24-21

旧別府公民館 外観



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



入札参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

摂津市長 様

申込者 住 所 (所在地) _____
ふ り が な _____
商 号 又 は 名 称 (法人) _____
ふ り が な _____
氏 名 (法人は代表者職氏名) _____ 実印 _____
電 話 番 号 _____
メー ル ア ド レ ス _____
共有持分 _____ 分の _____ (共有名義の場合のみ記入)

摂津市が売払いする下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る公有財産売却一般競争入札に参加を申し込みます。

なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

■入札参加申込物件

所在地	地目	実測面積(㎡)
摂津市別府二丁目964番1・6	宅地	651.35

■建物解体着手時期 (予定) : 令和 年 (20 年) 月頃

■建物解体終了時期 (予定) : 令和 年 (20 年) 月頃

■注意事項 ※電話番号は日中ご連絡の取れる電話番号をご記入してください。
※代理人による手続きをする場合、委任状の提出が必要です。

(様式第1号) 裏面

(共有名義の場合については、代表者以外の方についてもご記入ください。)

〔共有者〕住所 _____
ふりがな _____
氏名 _____ 実印 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____
共有持分 _____ 分の (共有名義の場合のみ記入)

(共有名義の場合については、代表者以外の方についてもご記入ください。)

〔共有者〕住所 _____
ふりがな _____
氏名 _____ 実印 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____
共有持分 _____ 分の (共有名義の場合のみ記入)

(共有名義の場合については、代表者以外の方についてもご記入ください。)

〔共有者〕住所 _____
ふりがな _____
氏名 _____ 実印 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____
共有持分 _____ 分の (共有名義の場合のみ記入)

(共有名義の場合については、代表者以外の方についてもご記入ください。)

〔共有者〕住所 _____
ふりがな _____
氏名 _____ 実印 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____
共有持分 _____ 分の (共有名義の場合のみ記入)

記載例

入札参加申込書兼誓約書

申込日を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

摂津市長 様

申込者 住 所（所在地） 大阪府〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号
 ふ り が な まるまる しょうてん
 商 号 又 は 名 称（法人） 〇 〇 商 店
 ふ り が な せつ つ たろう
 氏 名（法人は代表者職氏名） 代表取締役 摂 津 太 郎 実印
 電 話 番 号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 メールアドレス settsu-tarou@city.settsu.osaka.jp
 共有持分 3 分の 1 （共有名義の場合のみ記入）

個人は実印、法人は法人印を
必ず押印してください。

摂津市が売払いする下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る公有財産売却一般競争入札に参加を申し込みます。

なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

■入札参加申込物件

所在地	地目	実測面積(㎡)
摂津市別府二丁目964番1・6	宅地	651.35

■建物解体着手時期（予定）：令和 〇〇 年（20 〇〇 年） 〇〇 月頃

■建物解体終了時期（予定）：令和 〇〇 年（20 〇〇 年） 〇〇 月頃

■注意事項

※電話番号は日中ご連絡の取れる電話番号をご記入してください。
 ※代理人による手続きをする場合、委任状の提出が必要です。

●土地の所有権移転登記の日から2年以内に
 全て解体撤去必要があります。その点をご理解
 いただいた上で予定時
 期を記入してください。

委任状

(入札参加申し込み用)

令和 年 月 日

摂津市長 様

委任者（入札者）	住 所（所在地）
	ふ り が な
	商号又は名称
	ふ り が な
	氏 名（代表者職氏名）
	電 話 番 号
	メールアドレス

実印

私は、下記の者を代理人と定め、以下のとおり権限を委任します。

記

受任者（代理人）	住 所（所在地）
	ふ り が な
	商号又は名称
	ふ り が な
	氏 名（代表者職氏名）
	電 話 番 号
	メールアドレス

■委任事項 令和7年度第1回市有地売却（資産活用課）に係る一般競争入札に関する入札に関する一切の権限

■注意事項 ※電話番号は日中にご連絡の取れる電話番号をご記入ください。
※以下のものをこの委任状と併せて提出してください。
※提出された書類は一切返却しません。

様式第2号

記載例

委任状

摂津市長 様

(入札参加申し込み用)

令和 年 月 日

申込日を記入してください。

委任者（入札者）

住 所（所在地） 大阪府〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号

ふ り が な まるまる しょうてん

商号又は名称 〇 〇 商 店

ふ り が な せつつ たろう

氏 名（代表者職氏名） 代表取締役 摂 津 太 郎 実印

電 話 番 号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

メールアドレス settsu-tarou@city.settsu.osaka.jp

個人は実印、法人は法人印を
必ず押印してください。

私は、下記の者を代理人と定め、以下のとおり権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住 所（所在地） 大阪府△△市△△丁目△△番△△号

ふ り が な まるまる しょうてん

商号又は名称 △ △ 商 店

ふ り が な せつつ じろう

氏 名（代表者職氏名） 代表取締役 摂 津 次 郎

電 話 番 号 △△-△△△△-△△△△

メールアドレス settsu-jirou@city.settsu.osaka.jp

- 委任事項 令和7年度第1回市有地売却（資産活用課）に係る一般競争入札に関する入札に関する一切の権限
- 注意事項 ※電話番号は日中にご連絡の取れる電話番号をご記入ください。
※以下のものをこの委任状と併せて提出してください。
※提出された書類は一切返却しません。

様式第 3 号

質 疑 書

商号又は名称

氏 名（法人は代表者職氏名）

電話番号
F A X 番号

質疑案件名：令和 7 年度第 1 回市有地売却

質疑番号	実施要領ページ	質 疑
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

質疑宛先：摂津市総務部資産活用課管財係まで、

shisan-katsuyou@city.settsu.osaka.jp へメールを送付願います。

※送付後、2営業日以内に到着確認メールが届かない場合は、電話（06-6383-1325）で確認願います。

※質疑番号以上の質疑がある場合は、行をコピーした上で追加願います。

質疑締切日時：令和 7 年 7 月 1 1 日（金） 午前 1 2 時 0 0 分

回答日：令和 7 年 7 月 1 6 日（水） 市ホームページにて公開

質疑が無い場合は、提出不要です。

誓約書

私は、摂津市が摂津市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、摂津市の公共工事等を受注するに際して、摂津市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、摂津市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、摂津市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が摂津市から大阪府摂津警察署又は大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が摂津市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれかに該当する事業者であると摂津市が大阪府摂津警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は摂津市の調査により判明した場合は、摂津市が摂津市暴力団排除条例及び摂津市公共工事等における暴力団排除措置実施要綱に基づき、摂津市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が摂津市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を摂津市に提出します。また、資材・原材料等についても、暴力団員及び暴力団密接関係者からは納入いたしません。
- 6 私の使用する下請負人等が、摂津市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれかに該当する事業者であると摂津市が大阪府摂津警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は摂津市の調査により判明し、摂津市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

摂津市長 様

令和 年 月 日

・住所（所在地）

・商号又は名称（法人）

・氏名（法人は代表者名）

印

（実印）

・生年月日（法人は代表者の生年月日）

年 月 日

現地説明会参加希望申請書

令和 年 月 日

摂津市長 様

令和 7 年度第 1 回市有地売却（資産活用課）に係る一般競争入札に関する現地説明会（令和 7 年 7 月 9 日（水）午前 10 時開始）への参加を希望します。

商号又は名称（法人）		
氏名（個人）		
代 表 者	所属・役職（法人）	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	
参 加 者 1	所属・役職（法人）	
	氏 名	
参 加 者 2	所属・役職（法人）	
	氏 名	

（注 1）説明会等への参加を希望する方は、所定の事項を記載の上、令和 7 年 7 月 7 日（月）までに、郵送、窓口、FAX、メールのいずれかで送付してください。

住所：〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目 1 番 1 号

摂津市 総務部 資産活用課 管財係

FAX：06-6319-6407

E-mail：shisan-katsuyou@city.settsu.osaka.jp

（注 2）参加人数は、最大 3 名までとします。

（注 3）必要な資料があれば、各自持参してください。

（注 4）説明時間は 30 分～1 時間を予定しています。

（注 5）現地に駐車場はありません。車で来られる際は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

（注 6）雨天決行です。

（注 7）現地説明会現場での質疑応答は一切行いません。後日質疑書を用いて質問をしてください。

（注 8）現地説明会後は、みだりに滞在せず、速やかに周辺を離れてください。

（注 9）当日の写真・動画撮影及び説明の音声録音はご遠慮願います。

問い合わせ先

摂津市 総務部 資産活用課 管財係

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

TEL 06-6383-1325(直通)
 06-6383-1111(大代表)(内線2181)
 072-638-0007(代表)

FAX 06-6319-6407

E-mail shisan-katsuyou@city.settsu.osaka.jp

HP <http://www.city.settsu.osaka.jp>